

広島海区漁場計画（素案）に係る意見募集の結果について

1 意見の募集期間及び結果

- (1) 募集期間 : 令和4年12月16日(金)から令和5年1月16日(月)まで
(2) 意見の件数 : 3件

2 意見の内容と県の考え方

No.	意見の内容	県の考え方
1	<p>水産物の卸売市場価格が、水揚量と関係なく低迷している要因として、県外からの流通量が多いことが挙げられる。国際貿易関税で国内生産者を守っているように、広島県内で漁獲される水産物について、県外から流通される場合、県独自の課税制度を設けて漁業者を守ってほしい。</p> <p>そうすれば、広島県漁業者の生活向上や後継者問題の解決にも繋がるのではないかと思う。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p>
2	<p>前回(平成25年)の漁業権切替において、第1種共同漁業権の漁業種類が追加されたことにより、自らの操業区域が制限され、水揚げが減少した。これ以上制限がかかれば生活に響くため、県の計画の意図に疑問を感じる。</p> <p>今回、第1種共同漁業権の漁業種類の追加が計画されている漁場のうち、自分は絵の島地先、大奈佐美島地先、小黑神島地先で操業しており、苦勞して得たなまこ漁業許可及びあわび漁業許可を活かして、これからも操業を続けたい。</p> <p>上記漁場では、長く操業しているが、もめた事もない。海で生活させてもらっているのので、県も公平に考えてほしい。漁業協同組合の操業実態も正しく確認してほしい。</p>	<p>第1種共同漁業権の漁業種類の追加については、対象水産動植物の操業及び販売の実態を確認した上で計画しています。</p> <p>ご意見をいただいた海域において、関係漁業協同組合の同意を得て従来どおり操業を継続できるよう調整しましたので、素案のとおり計画します。</p>
3	<p>なまこ漁業許可及びあわび漁業許可を受けて操業しています。</p> <p>第1種共同漁業権の漁業種類の新たな追加は、控えていただきたいと願います。</p>	<p>ご意見の事情を調査のうえ、関係漁業協同組合の同意を得て従来どおり操業を継続できるよう調整しましたので、素案のとおり計画します。</p>